

刈谷市空家等対策計画の改定について

1 改定の背景

令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下、空家法)が施行され、現行の計画と相違する部分があるため、改定を行う必要がある。

2 改定の主な内容

(1) 計画内全般 空家法の改正に伴う、引用条項の改定

(2) 第5章 基本的な施策 施策4 特定空家等に対する措置の改定(P36)

- ・ 特定空家等の判断基準の改定
- ・ 管理不全空家等の判断基準の追加

(3) 巻末資料の改定(P42～P54)

- ・ 空家法の差し替え
- ・ 刈谷市空家等対策協議会条例の差し替え
- ・ 特定空家等の判断の参考となる基準の差し替え
- ・ 特定空家等候補物件判断基準の差し替え

3 改定のスケジュール

空家法改正内容及び国のガイドライン等を参考に、事務局にて改定案を作成の上、来年度の本協議会に諮問を行い改定予定